

京都市基本構想における関連記述

人権・男女共同参画社会

～すべてのひとがいきいきとくらせるまち～

京都の人権尊重の文化と先進的な取組を継承し，発展させ，互いを思いやる心にあふれた市民生活をつくっていく。

さまざまな異なった社会的・文化的背景をもつひとびとが交わり，互いの違いを認め合いながら，社会生活のなかで守るべき公共心を深く身につけたうえで，それぞれに充足した生活を営むことができるような，開放的で居心地のよいまちである。

このようにすべてのひとがいかなる差別もなく，ひとりひとりが個人として厚く尊重されることが考えや行動の基本となるまち，多様な考え方や生き方が迎え入れられ，それらの交流のなかからより豊かな人間関係が育まれるようなまちを，わたしたち京都市民はつくっていく。

これまでの主な取組

- ・「人権文化推進計画」の策定や「男女共同参画推進条例」の制定により，人権侵害防止などの取組を実施
- ・「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」での議論を踏まえた，抜本改革・見直しの実施



男女共同参画推進会議

平成15年12月施行

男女共同参画推進条例

論点1 現状と課題

- ◇ 活かすべきチャンス(追い風)は？ 放置できない問題(向かい風)は？
- ◇ 活用できる資源(強み)は？ 克服すべきこと(課題)は？

外部環境分析（施策を推進するうえで，追い風又は向かい風となる変化や社会的な状況）

追い風	向かい風
○人権の基本的な考え方は市民の間に定着しつつあることが伺える ○「男は仕事，女は家事，育児」という固定的な観念が薄れつつある ○人権問題の理解を深めるため，人権教育・啓発活動が必要とされている	○配偶者からの暴力が大きな社会問題となっている ○ワーク・ライフ・バランスが進展しない ○依然として，女性の社会進出を阻害する要因が存在している ○格差社会の進行やインターネットの普及など，社会情勢の変化に伴って，人権に関して新たな問題が明らかになっている

京都の現況分析（他都市等と比較して，京都の現況が優位又は劣位である事項）

京都の強み	京都が解決・克服すべき課題
○学校等における人権教育や市民しんぶん等の広報誌等は有益 ○DVに関する京都市域のネットワークが運営されている ○ワーク・ライフ・バランスに関して，国では緊急宣言が発出され，京都においても国，京都府，経営者団体，労働者団体，本市によるオール京都体制で取り組むことが確認されている ○ワーク・ライフ・バランスに関連して次世代育成支援対策推進法，育児・介護休業法が改正され，法整備がされつつある ○男女雇用機会均等法等の改正により，女性の雇用分野等での社会進出が進んでいる ○昭和53年から男女共同参画市民会議が開催されている ○平成6年から男女共同参画の活動拠点として，男女共同参画センターが運営されている ○市民の人権への関心は高くなってきている ○新たな人権課題にも関心が高い ○充実した企業向け人権啓発の取組（講座，情報誌発行）	○人権が尊重されているという実感は十分とは言えない ○家事・育児等は，依然として女性に多くの負担がかかっている ○次世代を担う若者への男女共同参画理念の啓発が不十分である ○市民，企業において，ワーク・ライフ・バランスの推進は中長期的・持続的発展につながる「未来への投資」という認識が途上にある ○人権啓発事業への参加が十分とは言えない ○市民の人権問題に対する意識の高まりが，人権問題解決のための自主的な行動に結び付いているとはいえない

論点2 政策の基本方向

◇ 今後10年間の基本的考え，価値観は？

＜現在の方向性＞

- (1)人権の基本的考え方：「個人の尊厳の保持及び可能性の伸展」「相互の人権の尊重」「人権の普遍性」「人権の日常性」
- (2)人権施策の基本方針：「すべての人の人権を尊重する」「市民との協働（パートナーシップ）による推進」「総合的，戦略的な推進」
- (3)人権上の重要課題：「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「外国人・外国籍市民」「感染症患者等」「ホームレス」「その他の課題」
- (4)人権施策を推進する上での柱：「教育・啓発」（気づく・学ぶ），「保障」（支える），「相談・救済」（まもる）（京都市人権文化推進計画）

これまでの動き

- (1)「①オープン（開かれた）行政，②オーディナリーな（あらゆる意味において特別でない，普通の）行政，③行政の行政依存からの脱却」の3つの視点からの行政の刷新
- (2)市民の自主的な活動の支援など市民との協働による行政の推進
- (3)同和行政の成果の継承（京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書）

- (1)男女が，性別による差別的取扱いを受けることなく，個人として等しく尊重されるようにするとともに，性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が，男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。
- (2)男女が，性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく，安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- (3)男女が，子育て，家族の介護その他の家庭生活における活動について，家族の一員として相互に協力し，当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- (4)男女が，互いの性を理解し，尊重すること。
- (5)男女が，個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに，本市，事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。
- (6)男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。（男女共同参画推進条例）

- (1)男女共同参画社会の実現に向けて，「ひとが輝き，未来へのゆめを彩るまち・京都」のまちづくりに取り組む（きょうと男女共同参画推進プラン（第3次京都市女性行動計画））

＜政策を進めるうえでの悩み＞

- ・人権が尊重されているという実感が十分とはいえない
- ・配偶者からの暴力が大きな社会問題となっている
- ・ワーク・ライフ・バランスが進展しない
- ・依然として，女性の社会進出を阻害する要因が存在している
- ・市民の人権問題に対する意識の高まりが，人権問題解決のための自主的な行動に結び付いているとはいえない
- ・格差社会の進行やインターネットの普及など社会情勢の変化に伴って，人権に関して新たな問題が明らかになっている。

＜関連データ＞

- ・「個人の考え方や生き方は大切にされている」肯定者が38.2%に止まる
- ・多くの人が配偶者等からの暴力の被害を受けている
- ・配偶者からの暴力の相談は年々増加している
- ・ワーク・ライフ・バランスについては希望と現実乖離がある
- ・管理職に占める女性の割合が低い（日本9.3%，米国42.7%，ドイツ37.9%など）
- ・男女の給与格差が大きい（平成20年の労働者の1時間当たり平均所定内給与格差と比較すると，女性は男性の69.0%）
- ・女性雇用者に占める非正規雇用者の割合が高い（平成20年の女性雇用者に占めるパート・アルバイト等の割合は53.5%）
- ・差別的な発言や態度に対し，注意し，よく話し合うとする人は45%にとどまっている。
- ・社会情勢の変化に伴う新たな人権問題（路上生活者（ホームレス），刑を終えて出所した人等の住居等の確保や就職の困難さ，インターネットの悪用によるプライバシーの侵害，名誉棄損など）

論点3 市民と行政の役割分担と共汗

◇ 政策の推進に当たって市民や行政が行うべきことは？

論点4 10年後に目指すべき姿

◇ 10年後のあるべき姿やそれが達成された状態を測る指標・目標値は？